

提出された質疑について、次のとおり回答します。

番号	書類名	該当ページ	質問内容	回答
1	実施要項	7	参加資格要件(11)に「本業務に係る～責任をもって実施または統括する」との記載がありますが、ここでいう「本業務」が指す具体的な業務内容をご教示ください。 併せて、当該「実施または統括」の対象となる業務の範囲についてもご教示ください。	本要件における「本業務」とは、(別紙4)「さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託(機械設備)特記仕様書」J5. 業務内容(1)から(7)までに定める業務を指します。 なお、施工予定者が建築士事務所としての業務を担う場合としては、特許工法等の提案に伴い、施工予定者でなければ作成できない図面等が発生し、建築確認申請においてその他の設計者として位置付けられる場合などを想定しています。
2	実施要項	8	参加資格要件(18)に「プロジェクト責任者は技術協力業務期間及び工事期間において専ら従事し、全ての関係者の窓口となり、対応・調整に当たる者をいう。」との記載がありますが、同要件における「専ら従事」とは、「専任(現場常駐)」までを求めるものではなく、必要時に対応・調整を行える体制であれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 参加資格要件(18)における「専ら従事」とは、プロジェクト責任者として技術協力業務期間及び工事期間を通じて継続的に業務に関与し、全ての関係者との窓口として必要な対応及び調整を行うことを求めるものであり、「専任(現場常駐)」を求めるものではありません。 なお、必要に応じて速やかに対応及び調整を行うことができる体制を確保してください。
3	様式4	8	技術協力業務責任者とプロジェクト責任者の配置および兼務について質問いたします。 要項 I.10.(18)におきまして「技術協力業務責任者又は監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者として、工事完了までの期間配置可能なこと」と記載されております。 つきましては、「技術協力業務責任者」が「プロジェクト責任者」を兼務する(同一人物が両方の責任者を兼ねる)配置として申請・運用を行うことで差し支えないか、確認のため質問いたします。	ご理解のとおりです。 技術協力業務責任者がプロジェクト責任者を兼務することは差し支えありません。なお、技術協力業務期間及び工事期間を通じて、プロジェクト責任者として必要な対応及び調整を行うことができる体制を確保してください。
4	様式4	9	技術協力業務期間における配置技術者の兼務について質問いたします。 要項 I.10.(19)の配置技術者一覧表におきまして、「技術協力業務責任者」と「機械設備業務主任者」の兼務可否に関する具体的な記載がございません。 同一人物が「技術協力業務責任者」と「機械設備業務主任者」を兼務する配置とすることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。 配置技術者一覧表に定める資格要件を満たす「技術協力業務責任者」と「機械設備業務主任者」については兼務が可能です。
5	様式1-2-4	10	甲型JV(様式1-2-4)にて参加申込を行う場合における、協定書内の「出資比率」の記載について質問いたします。 本プロポーザルへの参加申込時点におきましては、工事価格の算出を行っていないため、正確な出資比率を確定させることが困難です。 つきましては、参加申込時に提出する共同企業体協定書等に記載する「出資比率」は見込みの比率として記載し、技術協力業務完了後の見積合せを経て、工事請負仮契約を締結する際に正式な積算結果に基づいて決定・変更する取り扱いとしても差し支えないでしょうか。	参加申込時に提出する共同企業体協定書等に記載する「出資比率」については、提出時点における見込みの比率を記載することで差し支えありません。ただし、各構成員の出資比率については、実施要項等で定める最低出資比率を満たすものとしてください。 また、出資比率については、技術協力業務完了後の見積合せを経て工事請負仮契約を締結する際に、正式な積算結果に基づき決定するものとし、必要に応じて変更後の協定書等を提出することができるものとします。 なお、当該変更を行う場合は、出資比率について、甲型JV構成員全体と発注者の承認を得た上で行うものとします。
6	様式1-3-4	10	乙型JV(様式1-3-4)にて参加申込を行う場合における、協定書内の「分担業務額及び分担工事額」ならびに工区分けの記載について質問いたします。 本プロポーザルへの参加申込時点におきましては、工事価格の算出を行っておらず、また実施設計前であるために、具体的な工区分けや「分担業務額・分担工事額」を確定させることが困難です。 つきましては、参加申込時に提出する共同企業体協定書等に記載する「分担業務額」及び「分担工事額」については見込みの金額として記載し、技術協力業務完了後の見積合せを経て、工事請負仮契約を締結する際に最終的な工区分けおよび金額に決定・変更する取り扱いとしても差し支えないでしょうか。	参加申込時に提出する共同企業体協定書等に記載する「分担業務額及び分担工事額」については、提出時点における見込額を記載することで差し支えありません。 また、「分担業務額及び分担工事額」については、技術協力業務完了後の見積合せを経て工事請負仮契約を締結する際に、正式な積算結果に基づき決定するものとし、必要に応じて変更後の協定書等を提出することができるものとします。 なお、当該変更を行う場合は、「分担業務額及び分担工事額」並びに工区分けの変更について、乙型JVの代表者を含む全ての構成員及び発注者の承認を得た上で行うものとします。
7	様式1-4-4	10	併用型JV(様式1-4-4)にて参加申込を行う場合における、協定書内の「分担業務額及び分担工事額」ならびに「各構成員となる甲型JVの出資比率」の記載について質問いたします。 本プロポーザルへの参加申込時点におきましては、工事価格の算出を行っておらず、工区分けによる「分担業務額・分担工事額」および「各甲型JV内の出資比率」を確定させることが困難です。 つきましては、参加申込時に提出する共同企業体協定書等に記載するこれらの数値(分担額および出資比率)については見込みの数値として記載し、技術協力業務完了後の見積合せを経て、工事請負仮契約を締結する際に正式な積算結果に基づいて決定・変更する取り扱いとしても差し支えないでしょうか。	参加申込時に提出する共同企業体協定書等に記載する「分担業務額及び分担工事額」並びに「各構成員となる甲型JVの出資比率」については、提出時点での見込み額並びに見込みの比率の記載で差し支えありません。ただし、各甲型JV内の各構成員の出資比率については、実施要項で定める最低出資比率を満たすものとしてください。 また、これらについては、技術協力業務完了後の見積合せを経て工事請負仮契約を締結する際に、正式な積算結果に基づき決定するものとし、必要に応じて変更後の協定書等を提出することができるものとします。 なお、当該変更を行う場合は、「分担業務額及び分担工事額」並びに「各構成員となる甲型JVの出資比率」の変更について、併用型JVの代表者を含む全ての構成員と発注者の承認を得て変更することとします。
8	様式10-2	16	プロポーザル提出時に添付する「提案価格内訳書(任意様式)」の作成基準について質問いたします。 X.1.④において、「共通仮設工事・直接仮設工事については一式計上をしないこと」と記載されております。 本プロポーザル応募時点(基本設計図書に基づく概算金額算出段階)において、共通仮設費・直接仮設費については基本設計段階であることを考慮し、直接工事費に対する割合にて金額計上しても差し支えないかご教示ください。それとも細分化した数量・単価・金額の記載が必須となりますでしょうか。	配布資料にて想定の上で、可能な範囲で内訳(数量・単価・金額)の記載をしてください。